

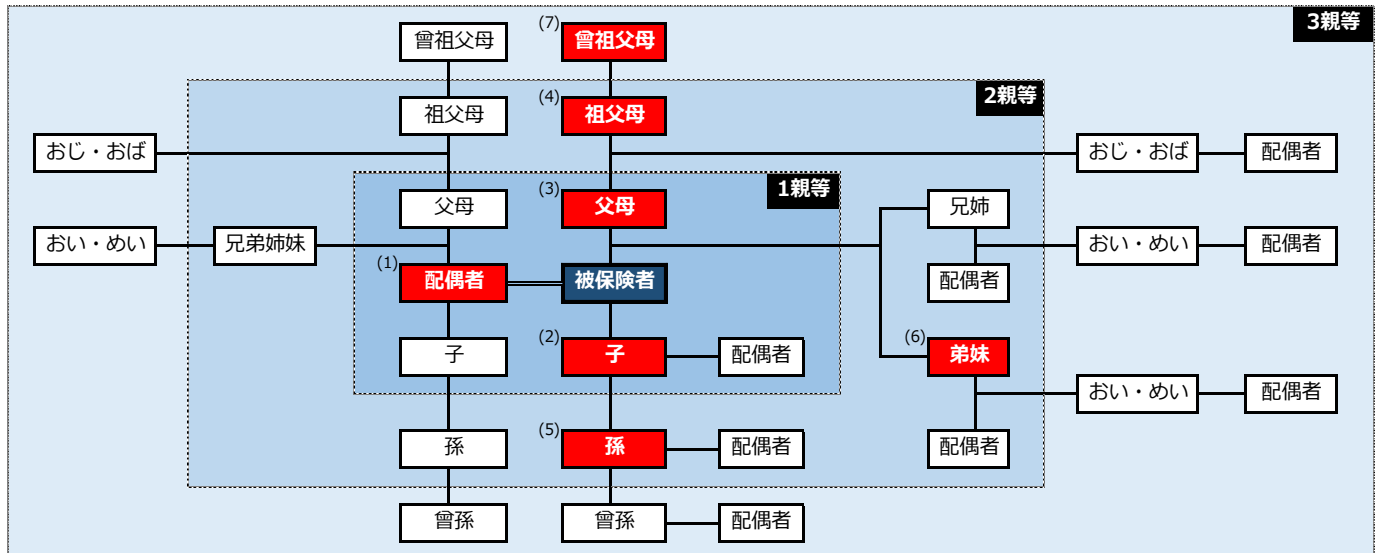
● 添付書類一覧表 ●

続柄	同居別居	添付書類	*該当する項目が複数ある場合は、 全て添付してください。
(1) 配偶者 (2) 子(18歳以上) (3) 父母 (4) 祖父母 (5) 孫 (6) 弟妹 (7) 曾祖父母	同居	① 収入が「ある」方	
		勤労収入	ア. 直近3カ月分の給与明細のコピー イ. 直近年度の課税証明書のコピー ウ. 直近年度の源泉徴収票のコピー（ただし、交通費が支給されている場合は「年間の交通費の金額」、支給がない場合は「交通費なし」と余白に記入してください。） ※ア～ウのうち、いずれかを添付してください。
		年金収入	エ. 直近の年金（改定・支払・振込）通知書のコピー
		給付金受給	雇用保険、労災保険、社会保険等の各種給付金の、 オ. 支払決定通知書のコピー（失業給付、傷病手当金等）
		その他収入	事業収入や、不動産・配当等の財産収入の額が確認できる、 カ. 直近年度の確定申告書のコピー キ. 直近年度の青色決算申告書のコピー ク. 直近年度の所得証明書のコピー ※カ～クのうち、いずれかを添付してください。
	② 収入が「ない」方		ケ. 直近年度の所得証明書または非課税証明書のコピー （学生の場合は、学生証のコピーでも可能）
	別居	③ 収入が「ある」または「ない」方	
コ. 上記①②の収入に関する該当書類 ク. 直近3カ月以上の「仕送り明細」「銀行振り込みの控え」等の継続した送金事実がわかる書類のコピー ※「別居」の場合は、必ずクの仕送りに関する書類が必要です。			
続柄が上記の(1)～(7)以外の方 ※3親等内の親族図参照	同居	シ. 上記①②の収入に関する該当書類 ス. 世帯全員が記載された住民票（続柄が記載されたもの）のコピー	

【注意事項】

- ・ 調査及び添付書類の内容を確認したうえで、疑義が生じた場合は、後日、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。
- ・ 事業主が税法上の扶養親族であると確認し証明する場合は、収入に関する書類（上記のア～ク及びシ）を省略することができます。ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、傷病手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合や、別居の際の仕送りに関する書類の省略はできません。

● 3親等内の親族図 ●



(1)～(7)の方は、生計維持の関係が必要です。

(1)～(7)以外の方は、生計維持の関係と、同一世帯が条件です。